

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
決 定 価 格 ( A )			269,257,831,751	95,779,674,787	151,962,935,207	21,515,221,757	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法第349条の3の規定 によるもの	第10項 (日本放送協会)	1/2	39,972,803	29,954,755	9,700,698	317,350
		第11項 (日本原子力研究開発機構)	1/3	2,533,561	-	72,906	2,460,655
		第12項 (登録有形文化財等)	2/3	2,691,327	-	115,308	2,576,019
		第16項 (宇宙航空研究開発機構)	1/2	5,452,356	3,764,619	1,434,835	252,902
			1/3	449,964	-	-	449,964
			2/3	400,056	-	395,416	4,640
		第17項 (海洋研究開発機構)	1/3	-	-	-	-
			2/3	67,717	-	67,717	-
		第19項 (水資源機構)	1/2	1,968	-	1,968	-
			3/4	47,103	-	41,977	5,126
		第20項 (特定地方交通線)	1/4	1,385,296	22,098	1,233,773	129,425
		第22項 (科学技術振興機構)	1/2	42,001	-	42,001	-
		第24項 (新関西国際空港株式会社)	1/2	379,355	-	36,645	342,710
	第26項 (信用協同組合等)	3/5	219,199,075	64,855,123	140,954,435	13,389,517	
	第28項 (中部国際空港)	1/2	86,294	-	86,294	-	
	法附則第15条の規定に よるもの	第1項 (倉庫等)	1/2	9,753,789	4,037,045	4,540,391	1,176,353
		第4項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	91,241	24,273	66,968	-
		第12項 (並行在来線の譲受資産)	1/2	445,598	-	276,350	169,248
		第16項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	11,779,775	3,363,774	8,375,932	40,069
		第17項 (都市利便施設)	3/5	125,752	100,110	25,642	-
			1/2	1,921,003	1,921,003	-	-
		第18項 (成田国際空港株式会社)	4/5	213,114	-	213,114	-
		第19項 (PFI国立大学の校舎)	1/2	617,871	548,945	68,926	-
		第20項 (スーパー中核港湾)	1/2	46,367	46,367	-	-
		第21項 (都市鉄道利便増進施設)	2/3	42,553	-	42,553	-
		第22項 (外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1/2	2,248,767	2,165,812	68,445	14,510
			3/5	61,461	61,461	-	-
		第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3/5	195,070,082	71,813,095	107,577,553	15,679,434
第24項 (鉄道事業再構築事業)		1/4	-	-	-	-	
第26項 (公益法人の所有する能楽堂)		1/2	122,048	114,864	7,184	-	
第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)		1/2	-	-	-	-	
第29項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))		1/2	-	-	-	-	
第29項 (特定国際拠点港湾)		2/3	-	-	-	-	
第31項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)		1/2	-	-	-	-	
第33項 (駅のバリアフリー化施設)		2/3	123,601	6,818	114,390	2,393	
第37項 (備蓄倉庫)	-	-	-	-	-		
第38項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3	-	-	-	-		
法附則第15条の2	第2項 (R三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	21,681,826	7,559,391	13,109,269	1,013,166	
法附則第15条の3	第1項 (旧国鉄承継特例)	3/5	3,325,275	1,609,585	1,632,281	83,409	
	第1項 ( ) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	11,750,009	3,302,699	7,049,771	1,397,539	
法附則第56条の2	第4項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	-	-	-	-	
昭和47年附則第8条	第3項 (地下道等)	1/2	188,787	178,465	10,322	-	
昭和62年附則第3条	第10項 (特定地方交通線)	1/4	44,065	-	8,647	35,418	
平成3年附則第8条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-	

区	分	特 例 率	全国計 大都市計 都市計 町村計				
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平成7年附則第6条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	169,983	169,983	-	-
		第5項 (日本消防検定協会)	1/6	820,460	820,460	-	-
		第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	253,556	109,377	144,179	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	598,092	150,991	400,152	46,949
		第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
	平成10年附則第6条	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
		第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	-	-	-	-
	平成13年附則第8条	第8項 (高压ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-
		第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	431,237	127,205	304,032	-
	平成15年附則第11条	第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-
		第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	374,931	244,664	130,267	-
		第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,628,087	553,915	1,002,242	71,930
		第11項 (高压ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-
	平成16年附則第10条	第23項 (国の機関との共同研究施設)	3/4	-	-	-	-
	平成17年附則第7条	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,805,678	1,805,678	-	-
		第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-
	平成18年附則第13条	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3	-	-	-	-
	平成19年附則第6条	第2項 (高压ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-
		第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	110,992	-	110,992	-
	平成20年附則第10条	第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	110,346	110,346	-	-
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	624	-	624	-
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	360,042	99,123	210,612	50,307
		第17項 (中核的・地方卸売市場構築事業)	1/2	-	-	-	-
平成21年附則第8条	第4項 (倉庫等)	1/2	9,899,811	3,336,516	5,299,088	1,264,207	
		5/6	89,260	89,260	-	-	
	第10項 (地下駅火災対策施設)	2/3	-	-	-	-	
平成22年附則第11条	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	2/3	-	-	-	-	
	第16項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	1,002,931	1,002,931	-	-	
	第19項 (PFI公共荷さばき施設等)	1/2	-	-	-	-	
	第20項 (PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	1,186,120	-	1,139,026	47,094	
	第22項 (鉄道再生事業)	1/4	-	-	-	-	

区	分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
課 減 税 標 準 に 特 例 に る よ り 額	平成23年附則第7条	第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	-	-	-	-
			4/5	-	-	-	-
		第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	15,864	15,864	-	-
			2/3	5,099	4,687	412	-
		第6項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	-	-	-	-
		第7項 (自動車安全運転センター)	1/3	8,522	-	8,522	-
		第8項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	-	-	-	-
			1/2	9,286,490	5,793,766	3,492,724	-
		第9項 (倉庫等)	7/8	1,108,101	-	-	1,108,101
			7/8	-	-	-	-
		第10項 (特定路外駐車場)	7/8	-	-	-	-
		第13項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	68,870	13,889	-	54,981
		第17項 (中核的地方卸売市場構築事業)	2/3	267,303	-	267,303	-
		第20項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	395,939	69,380	294,231	32,328
	第23項 (都市利便施設)	1/2	287,798	287,798	-	-	
	第25項 (スーパー中核港湾)	1/2	16,564	4,509	-	12,055	
	平成24年附則第8条	第10項 (JR貨物の基盤整備事業)	-	776,019	465,177	310,842	-
平成25年附則第11条	第10項 ( ) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	4,583	-	-	4,583	
	第2項 (鉄道駅総合改善事業)	3/4	19,302	8,489	10,813	-	
計		(B)	563,464,464	210,734,310	310,497,772	42,232,382	
課 税 標 準 額 (A) - (B)			268,694,367,287	95,568,940,477	151,652,437,435	21,472,989,375	